

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

信用金庫出身の一人の男が市場縮小が進むメガネ業界に旋風を巻き起こしています。「あたらしい、あたりまえを」ジーンズの田中仁社長の言葉です。お客様に支持の得らる追加料金のない低価格設定、業界の違う一流と言われる人たちとのコラボレーション、メガネを必要としない人をターゲットにしたメガネ。これまで業界では発想できなかった戦略で日本第二位の販売実績を作り上げ、メガネ業界のユニクロを目指して新しい購買スタイルを生み出しています。メガネ業界出身の私にも刺激的なインパクトを与えてくれました。

私の書棚より

○今私たちはこの国の若者たちを救い、この国そのものを救うためには、節約、我慢、禁欲、自己努力といった、ありふれたようで実は忘れられているごくごく古い美徳について思い起こし、それを体得し直すしかありません。

○国民が追い求め、政治もそれに迎合してかなえ、助長している価値、目的とはしょせん国民それぞれの我欲ではない。

「新・墮落論」
石原慎太郎著 新潮新書

税務アンテナ

□平成 24 年 1 月 1 日以後に受ける給与から片道通勤距離が 15 km 以上のマイカー通勤者の通勤手当非課税の上乗せ特例が廃止となりました。これまでの交通機関を利用したならば負担することとなる運賃相当額から通勤距離に応じた非課税限度額に変わりましたので、これを超える通勤手当は所得税の課税対象となります。

また、マイカー通勤者に対する駐車場の無料提供は、その額が著しく多額であると認められる場合や役員だけを対象として供与される場合を除き、課税しなくても差し支えないこととされています。

□平成 22 年 10 月 1 日以後に、その法人が株式を有している子会社が解散した場合、子会社の残余財産確定時の未処理欠損金額は、株主法人の欠損金額とみなされ、株主法人が引き継ぐことになりました。ただし、残余財産確定日の翌日の属する株主法人の事業年度開始の日の 5 年前から両者間の支配関係が継続していないと引継ぎが制限されます。

また、その子会社が清算中である場合、解散が見込まれる場合、合併により解散することが見込まれる場合には、その子会社株式の評価損の計上はできないことになりました。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

4 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 3 月分の源泉所得税の納付
15 日	○ 給与所得者異動届出 (休日につき 16 日)
30 日	○ 公共法人等の住民税均等割 申告 ○ 2 月決算法人の確定申告 ○ 8 月決算法人の中間申告(予 定申告) (休日につき 5 月 1 日)

30 日	○ 5 月、8 月、11 月決算法人の 消費税中間申告 (休日につき 5 月 1 日) ○ 4 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 27 日)
------	---

今月の贈る言葉『必要なのは、勇気ではなく、覚悟』 by 高橋歩